

災害時における福祉避難所の開設等に関する協定締結について

このことについて、別紙のとおり締結しましたのでお知らせします。

災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と合同会社 Walk（以下「乙」という。）とは、武蔵村山市内（以下「市内」という。）において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の指定する避難所における生活に支障があると認められる障害者及び当該者の補助を行う者を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、武蔵村山市地域防災計画に基づく避難行動要支援者対策の一環として、福祉避難所を開設等する場合の手續について、必要な事項を定めるものとする。

（受入対象者）

第2条 福祉避難所において受け入れる者は、甲の指定する避難所における生活に支障があると認められる障害者及び当該者の補助を行う者とする。

（要請）

第3条 甲は、災害時等に福祉避難所を開設等する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

（開設）

第4条 乙は、前条の要請があった場合、福祉避難所を開設するものとする。ただし、職員の参集及び施設の利用が困難であると乙が判断した場合はこの限りでない。

（避難所の範囲）

第5条 福祉避難所として開設する乙の施設は次のとおりとし、福祉避難所として使用する施設の範囲は、別図に示すとおりとする。

名称 放課後等デイサービス児童発達支援 Walk

位置 武蔵村山市学園一丁目7番地の3

（運営）

第6条 避難者の補助及び生活に必要な援助は、乙の職員等により行うものとする。

2 甲は、必要に応じて食料品及び生活必需品等を供給するものとする。

3 甲は、福祉避難所の運営に協力をするものとする。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所の開設等に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（受入期間）

第8条 福祉避難所の開設期間は、開設の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に開設期間の

延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がされないときは、当該期間を更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月1日

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

甲 武蔵村山市

武蔵村山市長 山崎 泰 大



東京都武蔵村山市本町一丁目55番地の17

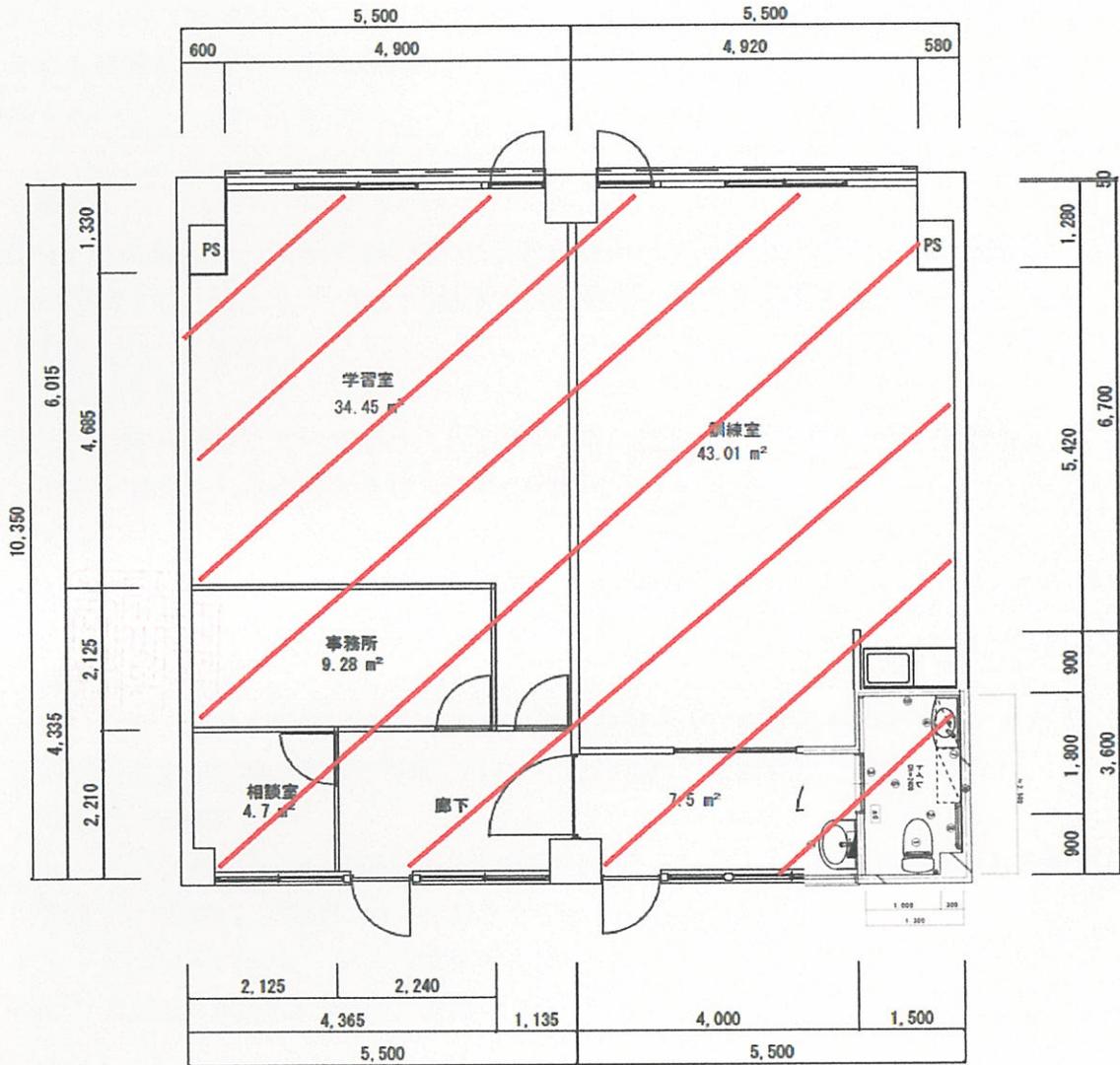
乙 合同会社 Walk

代表社員 下河邊 稔



別図 (第5条関係)

合同会社 Walk の福祉避難所の範囲



・福祉避難所としての範囲は、朱色の斜線部分

・避難スペース：77.46 m² (学習室34.45 m²、訓練室43.01 m²)